

## 上富良野町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(変更)

令和 8 年 9 月 4 日

上富良野町農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

上富良野町は、北海道のほぼ中央、富良野盆地の北部に位置し、東は十勝岳連邦、西は夕張山系に囲まれ、町の中心部を西、北、東方向から囲む丘陵地が畑地帯で、南方向に開かれた平坦地が水田である。周囲が山々に囲まれており、大陸性の気候を示し、夏と冬では日照時間や寒暖の差が大きく、夏場は南西風が吹いて気温が上昇し、農業には恵まれた気象条件下にある。また、ビール大麦、種子馬鈴しょの産地として位置付けられており、そのほか特用作物としてホップ、ラベンダー、青しそなどが栽培されている。長期輪作体系の確立と地力増進のための緑肥作物の作付を奨励し肉用牛や肉豚の増産にも町では力を入れている。

このように多様な農作物が生産されているが、農業経営者の高齢化による規模縮小や後継者不足での離農により農地の遊休化が懸念され、世代交代等を機に急速な農地の流動化が一層進むことも今後予想され、農業生産の基盤である優良農地の確保を図り、意欲の高い農業者の育成に努める必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、上富良野町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する北海道の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する上富良野町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である3年ごとを目途に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等

### 1 遊休農地の発生防止解消について

#### (1)遊休農地の解消目標

|             | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 遊休農地の割合(B/A) |
|-------------|------------|-----------|--------------|
| 現状（令和8年4月）  | 7,072ha    | 11ha      | 0.1%         |
| 目標（令和11年4月） | 7,072ha    | 8ha       | 0.1%         |
| 目標（令和18年4月） | 7,072ha    | 8ha       | 0.1%         |

#### (2)遊休農地の発生防止解消の具体的な推進方法

##### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員による農地利用状況調査と利用意向調査を実施し、遊休農地化する恐れのある農地を把握する。なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地利用の意向を勘案し、農地の利用の増進が図られるよう利用関係の調整を行う。

##### ②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行うよう取り組む。

##### ③非農地の判断について

利用意向調査などの結果により、利用関係の調整を行った後、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、利用可能な農地を明確化する。

#### (3)遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

#### (1)担い手への農地利用集積目標

|             | 管内の農地面積(A) | 集積面積(B) | 集積率(B/A) |
|-------------|------------|---------|----------|
| 現状（令和8年4月）  | 7,072ha    | 6,593ha | 93.2%    |
| 目標（令和11年4月） | 7,072ha    | 6,631ha | 93.8%    |
| 目標（令和18年4月） | 7,072ha    | 6,718ha | 95.0%    |

##### ※目標設定の考え方

農業経営基盤強化促進基本構想の農用地利用の集積率に関する目標は 95%となっており、目標年（令和18年度）に95%となるように単年の新規集積目標面積を 12.5ha に設定。

## (2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

### ①「地域計画」の作成・見直しについて

地域ごとに人と農地の問題解決のため、農地利用改善組合の協議の場に参加し、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意向と地域の資源に照らし 10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

### ②関係機関との連携について

本農業委員会は、町農業振興課等、関係機関と連携を図り、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

### ③農地の利用調整と利用権の設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

## (3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 3 新規参入の促進について

### (1)新規参入の促進目標

|             | 新規参入者数<br>(新規参入者取得面積) |
|-------------|-----------------------|
| 現状（令和8年4月）  | 1 名<br>1.2ha          |
| 目標（令和11年4月） | 10名<br>26.0ha         |
| 目標（令和18年4月） | 36名<br>93.6ha         |

#### ※目標設定の考え方

新規参入者数は、「第 9 次上富良野町農業振興計画」の目標値から 1 年あたりの目標数値を算出。  
(3.6 人/年)

新規参入者取得面積は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の経営規模面積から 1 件あたりの数値を算出。(2.6ha/ 1 件)

## (2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

### ①情報提供について

関係機関と連携し、就農相談から研修期間を経て、農地取得に関する資金や制度、農地の出し手の紹介まで幅広く情報提供し、新規参入の促進を図る。

### ②指導・支援等の経営対策について

新規就農者が担い手として継続して営農していくため、技術・経営面については、農業改良普及センターや農業協同組合等が重点的な指導を行い、その他必要な支援について関係機関と情報を共有しながら、認定農業者となるべく誘導していく。

### ③新規就農フェア等について

本農業委員会は、町農業振興課等、関係機関と連携を図り、新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を支援する。

### ④農業委員会のフォローアップ

新規参入者が参入しやすくするため、新規就農等を促進するとともに将来の担い手育成のために支援を行う。

## (3)新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。